

(議長)

休憩前に引き続き会議を開催いたします。健康推進課所管の予算並びに関連議案について補足説明を求めます。

「健康推進課長」

(健康推進課長)

よろしく申し上げます。健康推進課で所管する一般会計と、介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

最初に一般会計所管分について説明します。予算書56ページ3目老人福祉費。60ページ7目、介護支援施設費。64ページ1目保健衛生総務費。66ページ2目予防費でございます。

予算資料に基づいて説明いたします。予算資料の9ページをご覧ください。No.83番、介護保険特別会計繰出金でございます。予算額1億4660万4千円でございます。給付費の増等によりまして733万3千円の増となっております。財源は一般財源でございます。内訳といたしまして給付費で535万円の増となっております。事務費で198万3千円、給付費は第5期計画の標準給付費見込額で計上しております。事務費はサービス事業勘定配置職員事務経費を地域支援事業費と按分して継続しております。

次に97番生きがい交流センター管理事業。98番在宅型総合福祉施設管理事業につきましては事業内容に変更がありませんので割愛させていただきます。

111番、道立病院道立江差病院、医師確保対策事業でございます。これは新規事業でございます。予算額は2,300万、財源はその他特財過疎基金で対応しております。内訳ですけれども24年度常勤医として勤務している医師12名の実態から積算しております。提案条例につきましては後ほど説明いたします。

次に112番から116番につきましては事業内容等前年と変わりませんので割愛させていただきます。

10ページをお開きください。10ページ119番から121番。母子保健事業ですけれどもこれは昨年一括して計上しておりましたが、今年総合計画の政策評価の関係で3事業に区分して計上しております。全体で70万6千円の増となります。内訳ですけれども120番の乳幼児健診事業におきまして遊びの広場の設置によりまして、備品等で20万1千円の増。定期予防接種でポリオが個別接種化になりましたので委託料として51万5千円の増となっております。産後1ヶ月検診助成は昨年度同様に実施して参ります。

次に122番、子宮頸がん等ワクチン接種助成でございます。これは昨年と

変わりませんので割愛させていただきます。

123番、インフルエンザ予防接種支援事業228万5千円です。56万7千円の増となっております。これは昨年国保会計に計上していた費用を事務の効率化を図るために一般会計の方に計上しているものでございます。昨年度より65歳以上の高齢者の一部助成、13歳未満の2回目接種費用の全額助成を引き続き実施して参ります。

124番精神保健自殺予防対策、これは昨年度と事業内容は変わっておりません。3年事業の2年次目となるものでございます。

125番。脳ドッグ受診助成事業、これは昨年と変わりませんので割愛します。

126番、127番。これは昨年度健康増進事業で一括計上しておりましたが、これもさきほど説明のとおり政策評価の関係で2事業に区分しております。全体で77万9千円の増としております。内容ですけれども健康づくり活動推進事業のなかで働き盛りの住民を対象に、健康づくりの意識の啓発を図る目的でフィットネスとウォーキング教室を開催します。経費として委託料等で58万9千円を計上しております。またすこやかロード認定記念としてノルディックウォーキング江差大会を開催いたします。経費として委託料等で22万8千円。これにつきましては健康づくり財団から20万円の補助金が入ります。

128番、129番。エキノコックス事業結核検診事業につきましては昨年と変わりませんので割愛します。

130番、予防事業ですけれども前年度に比べまして379万9千円の減となっております。これは昨年一括計上しておりました栄養士につきましては各事業に振りわけて計上した結果によるものでございます。以上保健総務費で前年対比で2,280万2千円の増としております。これは医師対策事業の新設によるものでございまして予防費につきましては前年対比でトータルで204万6千円の減となっております。これはあの産休取得しておりました臨時保健師の、臨時職員を補充した部分の減でございます。

次にあの資料No15、29ページをお開きください。医師研究資金対応条例について説明いたします。目的はここに記載のとおり医師の確保、資源向上および医療の充実を図ることとしております。対象者は常勤医師で1年以上勤務する方が対象です。貸与金額と期間といたしましては記載している表のとおりでございまして、医師免許取得経過年数と申請する研究機関により異なります。申請及び交付方法ですけれども申請時に期間を設定し決定を受けます。交付は決定を受けた医師からの請求により申請期間ごと毎年交付いたします。交付を取り消しおよび返還、要件に該当する場合は返還とする規定になっております。ただしこれ複数年の申請で単位を受けた場合は経過年数により調整して

返還となります。返還の免除です。貸与期間は勤務した貸与期間を全部勤務した場合は免除となります。ただしこの場合研究内容の報告が必要となります。またあの災害疾病等で業務を継続できない場合、これは返還を一部免除することも規定しております。第12条で必要な事項は規則に委任しております。施行期日は平成25年4月1日としておりまして、条例の執行期間は平成30年3月31日までとしており、時限立法としております。それと研究資金の返還、延滞利息等の決定等があった場合にはこの条例はその以降も効力を有することとしております。

次介護保険特別会計の予算について説明いたします。予算書の161ページをご覧ください。介護保険特別会計の今年度予算は9億6,035万9千円。4,035万4千円の増となっております。前年比で4.4%の増となります。

165ページをご覧ください。保険事業勘定予算について説明いたします。歳入歳出は9億5,108万3千円。4,272万7千円の増でございます。主な要因は2款保険給付費の増、3,845万9千円。前年比で4.5%の増となります。給付費は第5期3ヵ年計画で標準給付費見込額として積算されており2年次目の予算を計画通り計上しているものでございます。歳入は給付費の増額にともない、公費保険料等がございますのでそのように計上しております。

180ページ給与明細書をご覧ください。特別職ですがその他特別職の内訳は介護認定審査員7名、地域包括支援センター運営協議会員に10名となっております。一般職員については割愛させていただきます。

次188ページをご覧ください。介護サービス事業勘定予算について説明いたします。歳入歳出は927万6千円。237万3千円の減です。主な要因ですけれども町長は執行方針で述べておりましたが町が設置しております、ケアプランセンターを廃止の方向で予算計上したことによるものでございます。以上あの介護保険の説明を終わらせていただきます。

関連いたしましてあの資料の16、17。ページ数でいいますと31ページですけれども。ここであの江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等に関する基準条例について説明いたします。介護保険法の改正に伴いましてこれまで法律や政令等によって定められておりました基準について。市町村の条例で定めることとされたことからこの基準について新たに条例を制定するものです。条例制定の基本方針ですけれどもここに記載のとおりでございます。これまで国により定められていた基準に当町の独自基準を含めて定めております。国の基準につきましては丸写しのかたちとなっておりますので町独自で定めた基準についてご説明いたします。6項目あります。

1つ目としまして、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員でございま

す。これは市町村の条例で定めるとしておりまして当町も法律に定めている上限である29人を定員としております。

2番目地域指定地域密着型サービスの申請者法人格有無ですけれども、法人としております。また、規定の中に暴力団員等を排除する条項について江差町暴力団排除条例の趣旨を鑑みまして定めております。

3番目はですね地域密着型介護老人福祉施設の居室定員につきまして、町長が必要と認める場合は4人以下とすることを定めております。これは利用者がユニット型施設より、安価になる多集室の設置が一定の条件で可能となる基準を設けております。

4番目といたしまして事故発生時の対応について、施設運営の適正化に資する観点から事業者は速やかに町に報告する規定を定めております。国は連絡ということだけになっていきますけれども。町としましてはきちんとしたかたちで報告していただきたいということでございます。記録の整理につきまして介護報酬の返還請求に関わる事項は地方自治法では5年と定められていることから記録の保存年限を5年としております。国は2年としておりますけれども、町は5年といたします。

6番目として非常災害対策について事業者は非常災害にかかる対策を講じるに当たっては地震・津波・風水害など自然災害にかかる対策の実施を定めております。これは町独自に定めたものでございまして以上6点について独自基準を定め制定しております。

次No.17のあの条例ですけれどもさっき説明しましたとおり条例の制定にかかるいたる経過、基本方針は同様でありますので説明を割愛させていただきます。当該条例で町長が独自に求める基準につきましては先の条例で定めた6点の独自基準のうち記載のとおり4点の基準を定めて制定するものです。以上で介護サービスにかかる条例2本の説明といたします。ご審議方よろしく願いいたします。

(議長)

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

(小野寺議員)

3点お聞きします。まずあの町民福祉課の方でお聞きしたのですがその関連でこちらで聞きます。昨日もあの小林議員の質問の部分もありましたが、見守りという観点で町民福祉課でやっている部分と、保健推進高橋課長のやっているところで一定の接点があるだろうと。そういう観点でさきほど午前中に金子

課長の方に聞きましたらそこは特に認知症のサポーター事業といたしまして、それもふくめて、今色々話し合っている、話し合いするということでしたのでそれはわかりましたが。改めて少し課として保健推進課として再確認させてほしいのですが。認知症に限っていえば今サポーター養成講座をやっております。で全国的にはすでに動いているところ、サポーターを一定程度配置して、動いているところなどありますけれども。江差町としての基本的なこのサポーターを養成して、具体的にどういうふうに位置づけて認知症だけでなく実質的には見守りの部分でこう動こうとしているのか。改めてちょっと担当課としてお聞きしたいと思います。金子課長からも一定程度聴いているかもしれませんが改めて。

もう2点目次の2点目。今たまたま町広報にも色々保健推進でやっております色々な事業。本当に大変な保健師さん等の仕事も大変だなと思いますがそれでちょっと数字までは細かいところまで聞きませんが。全般的にどういう参加状況といたしますか、どうなのかなという観点でお聞きしたいのですが。といっても全部聞いたらちょっと大変だと思いますので、高齢者中心的な事業、例えば運動お試し教室というのは月1回ぐらいやっているのですか。それから糖尿病予防教室はこれも月1回ぐらいでしょうか。それからちょっと今これなかったなころばんなんでしたっけ。ころばんでしたか、あれもまあまあ大体高齢者。ある程度乳幼児とかそういう層は別として一定の高齢者の方々を対象としたそういう部分で保健担当としてこういうような対象としてなんとか出てもらいたいと思っているけれども實際上全部じゃなくていいですから大体でいいですから。課として考えている部分から見てしかし参加率がこのぐらいだとかというどういう評価をしているのか。あの全般的でも構いませんのでちょっとお聞きしたい。これが2点目ですね。

それから3点目。今の条例のことでお聞きしたいのですが、ちょっとよくわかりません。それで具体的に聞いたほうが早いと思うので全部聞くわけにいかないからさっきの説明もひとつ、概要で丸6で非常災害対策というものがありました。それで本文で76条に非常災害対策という項があります。でこれには事業者は災害時に関係機関への通報等整備して、など、それから事業者は地震災害・津波災害・風水害その他の自然災害にかかる対策を含めるものとしなければならない、つまりしなさいよと。条例で改めて位置付けられると、位置付けられるのですね。そこでよくわからないのが多分こういうのは国の法律であったのですよね。あったものを今回条例ということで来るのかまったくないのかちょっとよくわかりませんがまず、どうであれ今回江差町が条例をつくって事業者にしなければならないとなったとするとこれに対して実際にやったかどうかとかですね、そういう部分もふくめて実行性はどこで担保するのか、ちょ

っとお聞きしたい。本当は色々聞きたいのですけれども例えばこれで聞きたい。まず以上1回目。

(議長)

「健康推進課長」

(健康推進課長)

まずあのサポーター養成の関係ですけれども。うちの課とすれば高齢者の見守りということで近年やはり認知症の問題が一番大きくて当町でも、色々認知症の方が見受けられまして色々事件にも事故にもなっております。そういったことであのサポートにつくことをはじめたのは地域に、認知症っていう問題を広くよく知っていただいて高齢者のその行動というのですか、不審に思うようなことを気づいていただいて、気づくためのその勉強といえますか。そういうかたちでやらせてもらって気づいた結果、行政関係機関に繋いでいただいて住民が認知症になっても地域で暮らせるような安心して暮らせるようなあの体制になっていけばと思い、そういう思いであのサポーター養成講座を開催して私もつけていますけれども一応研修うけます、それから講演会受けます、そういったなかでこうサポーターを増やしていくと。今現在158名、175名ですか。キャラバメイト含めまして。サポーター養成講座の方々がその次のステップになるとキャラバメイトということになるのですよ。そうするとキャラバメイトという方が今度資格持ちますから、地域に入ってそれを広く町のなかに浸透させていくことができる。ということでうちの職員も2名、キャラバメイトの資格をとりました。近々、小黒部の方からも要請ありまして、そちらの方にもサポーター養成講座、認知症の勉強会ということで、動くことになっております。そういうかたちでご理解していただければと思います。それとあの事業の参加状況ですけれども、ころばん塾でいきますと、開催が48回で登録者が124名です。それからお試し教室が月1回ですか、8名で述べ93名です。それからいきいき事業もありますけれども、大体20名前後で3地区上町下町北部とかたちで、あの元気な、要は介護認定受けない高齢者の人数からいいますと、非常に少ない参加率になっております。ここをどう広げていくかということが介護予防事業のなかで大事なところかと思っております。

条例ですけれども先ほどいいました5番目の非常災害でいいますと、国になかった部分をプラスしているということでもあります。あの地震・津波等こういう部分を付加しているということです。それからあのさきほどの上からいいますと暴力団排除は国の規定にはないのです。それでやはり施設を選ぶ場合にはそういった暴力団関係者なりそれから国の暴力団の法律もあるのですけれども

その法律のなかには事業者関係者のことはうたっていないものですから。町条例ではそうたっているものですからそれを加味しています。あとは保存年限は法律では2年って言っていますけれども、町とすれば5年間の自治法のもございますので。

(小野寺議員)

実行性の担保どうするのですか？

(健康推進課長)

実行性ですか。

これは当然地域密着型ですから、うちの方で審査なりしなければならぬ対象指数となりますのでそれは定期的にやっていくことになると思います。

(小野寺議員)

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

(小野寺議員)

これは実は国の法律で論議になっているときもですね、結局市町村でまあ権限移譲も含めてですね。きちっとお金もいってないとかそれが本当に町村でやれるのかっていう色々な問題、国会で論議されているのですよね。でも、国で決まった以上は町村でやらないなんていっていいのでしょうか。まあ条例せざるを得ないっていうか。例えば今の問題で言うと、じゃあ今最後に課長おっしゃった、でもこれ細かい点でそういう監査というか指導というか細かい点あるのですか、ないですよ。あるのだったらちょっと教えてもらいたいですよ。例えばなにになにしなければならぬ、なにになにしなければならぬということについてどうやっているかという。じゃあそれを定期的にこうやってああやってという監査というそこをちょっと教えて。まあ国会論議聞いていたらえらいゆるくないなってちょっと思っていたので。そこ教えていただきたい、っていうのが1つ。逆からいきますね、それで私もちょっと何箇所か見させてもらったこともあるのです、たまたま偶然っていうこともあるのですけれども。それで、一番問題は今課長最後におっしゃった広げる、色々な教室。高齢者関係の教室。広げるっていうのは課題だとさっきおっしゃったと思うのですけれどもね。例えば南が丘見ているもある程度自分で歩ける人、来られる人ですよ

参加するといったら。本当はあの人だっという色々な教室などに介護は受けてないけれどもやっぱりちょっとゆるくないと。来てもらいたいけどなかなかちょっと体ゆるくないっていうことも含めれば。多分江差町全体で同じだと思うのですが、そういう人たちをこまめに例えばですよ、運んでくるということも含めてやらなかったら、来られる人しか来られないのではないのかなって思ってしまうのです。ですから、福祉バスなどももしやっていたら教えていただきたいのですけれども。移送も含めてきめ細かくせつかくこういうふうで町で頑張っている事業について参加できない人を参加させていくということについて、もう少し課長の考えをお聞きしたい。それから最後、サポーター。あの結局わからないのですよ。今おっしゃったサポーターは見守りということからいけば、認知症の方も見守りという視点からいって見守りの対象になる部分が大体だろうと思うのです。まあ違う部分もあるのかもしれませんが。じゃあ地域でやろうとしている見守り活動の色々支援する部分、今町民課の方でこれから頑張る、町内会と頑張るとい部分もありますね。そこにサポーターの人がどういうふうに関わってくるのか、さきほどの金子課長だと今何か色々論議してスムーズに行くように聞こえてしまったのだけれど今の部分だったら違うのか。例えばある町のサポーターは有償です、何か事業そういう関わる部分については、1回いくらか。有償でやっている、これちょっとわからないのですが江差町の場合のこのサポーターをこれからきちんと動くとするれば、具体的に認知症の方と色々なことを関わる場合についてはどういうふうは無償なのか、有償なのかどういうふうに関わろうとしているのか。そして町民課がやろうとしている見守り活動とどのような関係性、リンクされるのか。よくわからない、教えていただきたいと思います。

(議長)

「健康推進課長」

(健康推進課長)

今の、まず最後のお話からいきますと。うちの方で考えているサポーターは有償ではございません。とにかく認知症という問題を広く住民に知っていただく、病気がどういうものかということを理解していただきたいということが趣旨でございます。それで、気づいてもらうという。先ほども言いましたけれども、目で見てそういう異常な方に対する気づきを持っていただいて早いうちに行政に繋いでいただいて、安心して暮らせるような、いわゆる重度化にならないようにということでの取り組みです。決してそのサポートという手をかけて助けるということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。ただ、

サポーターも一歩進めると今議員お話のとおり、苫小牧にいきますとそういう事例もあります。それは今回サポーター研修を受けた方のなかでより意識の高い方々を連れて、研修バスを利用して研修も行ってきました。我々とすればこういった見に行行って研修してきた方々がそういう意識を高めていただいて、この地域に、自らそういう仕組みを我々と一緒に作っていただけるようなことに繋がっていければと思ひまして、そういう事業に取り組んでいる。きたところでございます。少しずつ浸透してそういうことが増えてくれば、色々な地域にそういう場所ができれば住民も住みやすいと思ひます。

それとバス利用、うちの事業でもすでに利用しております。いきいき事業は上町は除いて下町と北部の方に対してはバスを送り出して介護認定を受けないまでも体の弱い方とかそういった方は送迎をして事業実施しております。来ていただいた方々は非常に元気でやっていただいております。やはりこういった表に出る、そういった取り組みをしていくのが大事かなと思っております。認知症とか問題もありますけれども出てくれるということが大事だと思っております。

(小野寺議員)

全町的にはやっていないのですか？バスなど。

(健康推進課長)

いや、上町は歩いてこられる人方ばかりの今参加ですのでそういうふうにはしていません。もしそのなかで、足の悪い方とか大体は介護認定を受ける前の人方ですから、そのようになるとまた違うかたちの送迎になりますので。

これはサービスの基準でございまして、各事業所がこのサービスを利用することになります。江差町ではこの8本くらいあるサービスのうち、2本か3本ぐらいしか使えていないのです。ですから使っている事業所は当然毎年の実施検査等と出てきますので、そういったなかで引き取りと、色々していくことになると思ひますけれども。

(小野寺議員)

きちんとしたものはあるのですか？そういうの。

(健康推進課長)

あの審査は必ず入らなければならないものになっていますので、実施する事業を実施しているところでございます。

(小野寺議員)

いやだからきちんとしたものはあるのですか？

(健康推進課長)

そういう基準とかそういうのは定めてないのです。

(議長)

「小野寺議員」

(小野寺議員)

これね条例作る以上はこれからの部分もあるかもしれません。できたばかりだから仕方ないですよ。ですから当然、条例を具体的に動くということもこれからやらない部分もたくさんありますよね。それをすでに条例化して具体的に何々しなければならぬ、ましてや町独自の部分がありますよね。そういうことも含めればこれをどうやって具体的に動くかということについてはこれからの部分を、しなければならぬと思うのです。それちょっとそこの確認。

(議長)

健康推進課長「副町長」

(副町長)

ここにある制定した条例は町が監督、許可権限のあるその地域密着型の関係ですからそれは定期的に施設の監査というのもありまして、当然その監査の段階でチェックリストを準備しながらですね、条例を遵守しているかどうかという確認はしていかなければいけないというふうに思っております。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので、健康推進課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。